

別表2 役職者の職務分担

1. 副会長

執行委員会を統括し、これらの活動を指導、監督する。また、代表補佐を行いつつ、会務全般を把握して、会務が円滑に行われるように努める。

2. 事務局長

総務部及び財務部を統括し、会務全般から事務の細部にわたる業務を把握して、的確で円滑な執務がなされるように指導、監督する。また、広報部を統括し、会員に対する情報発信が円滑に行われるよう指導、監督する。

3. 生涯学習局長

教育推進部・研修部・学会部・学術誌部を統括する。会員の生涯学習が適切に管理され、多様化する社会のニーズに応えうる人材を育成するため、登録理学療法士や認定・専門理学療法士の取得・更新に必要な研修会や、その他の知識・技能・人間性を涵養するための研修会・交流会の企画・調整について指導監督する。また、学際豊かな学会の開催や、学術誌の発行を行い、学術活動を推進するように指導、監督する。

4. 職能局長

福祉事業部及び健康増進部を統括し、これらの活動を指導、監督するとともに、医療・介護・社会福祉活動の全般を把握しながら、時代の推移に合った保健活動や福祉活動の実施、及び県民への普及活動等公益事業の推進に努める。また、社会保険部、職域部を統括し、会員の身分及び職域の拡大に関する事項や診療報酬並びに介護報酬の問題等に関する事項の推進に努める。

5. 支部協議会長

支部の活動を統括し、各支部における会員の親睦や交流、学術および技術の研鑽に関する活動等の援助を行うとともに、各支部への情報や連絡の伝達ならびに意見の把握等を行い、支部活動が円滑に行われるよう調整に努める。